

平成 30 年度第 6 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 29 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 601 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 20 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 22 号 非農地証明願承認について

議案第 35 号 農地法第 3 条について

議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 38 号 農地転用事業計画変更について

議案第 39 号 農用地利用集積計画について

議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 6 回「三次市農業委員会総会」を開会いたします。最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

係 長 これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 18 人であります。よって、総会は成立いたします。大前委員が若干遅れられますのでご報告します。

本日の議事録署名者に、福田委員・向井委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、平成 30 年度第 6 回三次市農業委員会総会を開会します。

(質問なし)

議 長 議案第 35 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係 長 議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 8 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 6-1 土地の所在が、青河町_____, _____, _____, _____, _____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,275 m², 譲渡人が、安芸高田市甲田町稼地_____, ●● ●●さん, 譲受人が、青河町_____, ▲▲ ▲▲さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 本件は、▲▲さんのお兄さんが住まわれていた家でしたが、10 年くらい空家となり、その間、親戚の●●さんが農地を管理され、ずっと休耕中でした。この度、弟の▲▲さんが帰られて、土地を有効に活用するために、●●さんに相談され、機械なども譲り受けて農業をされることとなっています。他の農地への影響ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-1 を決めます。
次に申請番号 6-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-2 土地の所在が、小田幸町_____, _____, 現況地目は、すべて田で、面積の合計が 2,803 m², 譲受人が、大田幸町_____, ●● ●●さん, 経営状況は、譲受人 16,454 m², 申請内容は公売による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 本件は、●●さんが 20 数年前からこの土地を耕作されておりました。この度、旧所有者から土地改良区による公売ということで、取得される予定です。●●さんは自分が耕作される農地は全て管理されており、後継者である息子さんが農繁期等には、広島市から積極的に帰られて農業をされています。今後の対応から見て問題ないものと思われま。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 6-2 を決めます。
次に申請番号 6-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 6-3 土地の所在が、栗屋町_____, _____, 現況地目は、畑が 1 筆で 945 m², 山林原野が 1 筆で 183 m², 面積の合計が 1,128 m², 譲渡人が、大阪府茨木市星見町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、栗屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 本申請地は、譲渡人の●●さんが、大阪府に在住され 50 年近くになりますが、毎年 2, 3 回程度草刈りを行い保全管理されています。いつでも農地として活用できますが、水がない場所で、田としては難しいところです。高齢となり除草管理がだんだんと難しくなり、売買するなら家と農地を一緒に売りたいと思われていました。譲受人の▲▲さんは、新規就農者であります。現在住まわれている家が、道路拡張で立ち退きとなり、現在と同じ地域に住みたいという希望があり、双方の思いが一致して話がまとまりました。現在、農機具は保有されていませんが、果樹園として柿、栗を栽培し、あとは畑として野菜の栽培をされます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 6-3 を決めます。
次に申請番号 6-4 の説明を求めます。

係長 申請番号 6-4 土地の所在が、三和町福田字石原田_____, _____, _____, _____, 字菅間_____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 6,458 m², 譲渡人が、安芸高田市向原町長田_____, 亡 ●● ●●さんの相続財産管理人, ▲▲ ▲▲さん, 譲受人が、十日市南二丁目_____, ■■ ■■さん, 経営状況は、譲受人 7,155 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 本件農地は、所有者の●●さんが数年前に亡くなられ、相続財産管理人である▲▲さんからの申請で、相続者が不在により財産整理するものです。■■さんが数年前から申請地を借り受けて耕作されておられ、財産管理人と■■さんの協議で、譲渡して耕作されるものです。申請地を稲作されており、周辺農地を全て耕作されており問題ないものと思われれます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-4 を決めます。

次に申請番号 6-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-5 土地の所在が、東酒屋町_____, 地目は田で、面積が 708 m², 譲渡人が、東酒屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、東酒屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 3,723 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 この土地は、▲▲さんの敷地、宅地に隣接する農地で、以前から譲り受けたいと話をされていました。この度話がまとまり申請となりました。▲▲さんは、所有農地は全て耕作されており、管理されるものと思われまます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-5 を決めます。

次の申請番号 6-6 から申請番号 6-8 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 6-6 から申請番号 6-8 の譲受人は、廻神町_____, ●● ●●さん, 経営状況は、譲受人 1,052 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 6-6 土地の所在が、廻神町_____, 地目は田で、面積が 720 m², 譲渡人が、廻神町_____, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 6-7 土地の所在が、廻神町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,675 m², 譲渡人が、廻神町_____, ■■ ■■さんです。

申請番号 6-8 土地の所在が、廻神町_____, 地目は田で、面積が 281 m², 譲渡人が、江田川之内町_____, ★★ ★★さんです。

なお、本 3 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲受人の●●さんは、2 年前にワイン用のメルローを植栽したいと 10 a 余りの農地を購入され、植栽されて 2 年目となります。今回、譲渡人の▲▲さんを中心に、■■■さん、★★さんの土地の仲介をされ、●●さんが約 26 a の農地を取得されることになりました。申請地には赤ワイン用の小公子という品種を植栽されます。将来的には 90 a あまりの植栽をしたい希望をもっておられます。●●さんは、認定新規就農者とし

て頑張っておられます。ぶどうの植栽により周辺農地への利用上の影響はまったくありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 35 号「農地法第 3 条」については、申請番号 6-1 から申請番号 6-8 までを、異議なしと決します。

議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 3 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 6-1 土地の所在が、三和町下板木字信原_____, 字高迫_____, _____, 地目は田が 2 筆で、3,295 m²の内 1,661 m², 畑が 1 筆で 651 m²の内 75 m², 面積の合計が 3,946 m²の内 1,736 m², 申請人が、岡山県岡山市中区長岡_____, ● ● ●●さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

本件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請人は岡山県に住まれ、遠方で、高齢になられ農地の管理が難しくなっております。ほとんど管理ができていない状況です。農地及び周辺土地の荒廃を防ぐため、太陽光発電施設を設置するものです。周辺農地への影響はないものと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-1 を決します。

次に申請番号 6-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-2 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は畑で、面積が 1,247 m², 申請人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、植林です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、山際に畑があった土地です。7 年前に鳥獣害の被害や管理ができないことから、桜を植えられ現在の状況になっており、始末書が添付されています。植栽を

され山林として管理していきたいということです。周りの農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 6-2 を決めます。
次に申請番号 6-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 6-3 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は畑で、面積が 455 m²の内 190.18 m², 申請人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 ●●さんの家の前の道路が狭いため、親戚等が集まる機会に、駐車場に苦慮されているため、畑を駐車場として整備されるものです。始末書が添付されていますが、庭敷の一部が農地にかかっているということで、同時に申請されます。周辺への影響はありません。里道との境界もはっきりしております。よろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 6-1 から申請番号 6-3 までを異議なしと決めます。
次に、議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、12 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 6-1 土地の所在が、向江田町_____, 地目は田で、面積が 988 m², 譲渡人が、三良坂町岡田_____, ●● ●●さん, 譲受人が、鳥取県鳥取市叶_____, ▲▲▲▲ 有限会社, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 現地確認の際に、隣接地にある、本件申請者と役員が重複した関連会社の太陽光発電施設について除草管理がされておらず、申請者へ管理の仕方等について再確認を行うこととなっていたが、状況はどうなっていますか。

係 長 現地確認での状況を受けて、申請者へ既存施設への対応と、申請地の管理方法について改善策の提出を依頼していましたが、現段階で受理しておりません。

11 番 本件について、関連会社とはいえ隣接地の管理ができていないということから、同様の対応をされるようになると、地域の方への説明もできない。
本件については、申請者からの回答を待つて審議するため、保留が妥当だと思われる。

議 長 これに対し異議はありませんか。

17 番 現地確認当日、同行しましたが、除草管理が全くされておりました。地元委員同様、保留とすることが妥当だと思います。

議 長 地元委員、職務代理の発言のとおり、保留とすることに意義ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-1 を保留とします。
次に申請番号 6-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-2 土地の所在が、高杉町_____, 地目は畑で、面積が 424 m², 譲渡人が、塩町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三次町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、JR塩町駅のおおむね 500m以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲受人の▲▲さんは三次町のアパートに住まわれていますが、子どもさんが大きくなれば一戸建てが必要となりました。申請地は、昨年まで畑として耕作されていましたが、雑草も大きくなっています。近年、近隣では宅地化が進んでいます。雨水は、道路側溝へ、上水道、集落排水へ接続されます。申請面積は進入路もあり妥当と思われます。周辺農地への土砂流出防止として擁壁を設けられるほか、注意して施工されます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-2 を決めます。
次の申請番号 6-3 から申請番号 6-6 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 6-3 から申請番号 6-6 の借主が、広島市西区楠木町 1 丁目_____, 株式

会社 ●●●●●, 申請内容は, 太陽光発電施設の整備です。

申請番号 6-3 土地の所在が, 甲奴町本郷字市場_____, 地目は畑で, 面積が 394 m², 貸主が, 甲奴町本郷_____, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 6-4 土地の所在が, 甲奴町本郷字市場_____, 地目は畑で, 面積が 1,214 m², 貸主が, 甲奴町本郷_____, ■■ ■■さんです。

申請番号 6-5 土地の所在が, 甲奴町本郷字市場_____, 地目は畑で, 面積が 457 m², 貸主が, 甲奴町本郷_____, ★★ ★★さんです。

申請番号 6-6 土地の所在が, 甲奴町本郷字近屋_____, _____, 字市場_____, 地目は, すべて畑で, 面積の合計が, 512 m², 貸主が, 甲奴町本郷_____, ◆◆ ◆◆さんです。

本 4 件の申請地は, J R 甲奴駅のおおむね 500m以内にあることから, 第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は現在, 耕作されていません。周辺地への影響はありません。周りをフェンスで囲い, 土地は現状のまま利用します。傾斜があるため防草シートは設置せず, 草刈りを年 3 回実施されます。排水は水路へ排水します。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め, 申請番号 6-3 から 6-6 を決めます。
次に申請番号 6-7 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-7 土地の所在が三和町羽出庭字高鉢_____, 地目は田で, 面積が 1,050 m², 譲渡人が, 秋田県にかほ市象潟町字浜畑_____, ●● ●●さん, 譲受人が, 鳥取県鳥取市扇町_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は, 太陽光発電施設の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は秋田県に住まわれているため, 農地を長年管理ができません。今後も全く管理できないということです。株式会社 ▲▲▲▲に売買し太陽光発電施設を設置されます。周辺農地への影響がないよう指導しています。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 6-7 を決めます。

次の申請番号 6-8 と申請番号 6-9 は別件ではありますが、申請人、申請事由等に関連が認められるため、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 6-8 と申請番号 6-9 は、いずれも、譲渡人が、吉舎町吉舎_____, ●●●●さん、譲受人が岡山県岡山市東区可知_____, ▲▲ ▲▲さん、申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請番号 6-8 土地の所在が吉舎町吉舎字早稲田_____, 地目は田で、面積が 975 m²です。

申請番号 6-9 土地の所在が吉舎町吉舎字早稲田_____, 地目は田で、面積が 866 m²です。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人の●●●●さんは、高齢となり後継者がおらず、先行きが不安となり、知人へ相談したところ、太陽光発電施設の設置で話がまとまり申請となりました。隣接所有者の同意が得られていないことが判明したため早急な対応を求め、同意が得られています。申請面積に対して転用計画は妥当と判断できます。雨水は排水路へ、汚水は発生しません。防草シートは設置されず、草刈りを実施されます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 6-8, 6-9 を決めます。

申請番号 6-10 と申請番号 6-11 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 6-10 と申請番号 6-11 の譲受人は、東酒屋町_____, 有限会社 ●●●●●, 申請内容は、店舗併用住宅の建築です。

申請番号 6-10 土地の所在が、東酒屋町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 347.78 m², 譲渡人が、東酒屋町_____, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 6-11 土地の所在が、東酒屋町_____, 地目は田で、面積が 7.72 m², 譲渡人が、東酒屋町_____, ■■ ■■さんです。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲受人は近隣に借家で店舗を営営されています。今回農地を譲り受けて店舗兼住宅を建築されるものです。申請地は、道路改良の際に畑化し、耕作されていませんでし

た。周辺農地への支障はなく妥当だと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませぬか。異議なしと思われぬ方は挙手をお願ひします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 6-10, 6-11 を決します。

次の申請番号 6-12 と議案第 38 号「農地転用事業計画変更」申請番号 6-1 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひます。事務局から一括して説明してください。

係 長 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項、申請番号 6-12 と議案第 38 号農地転用事業計画変更申請、申請番号 6-1 は、太陽光発電施設用地として平成 30 年 5 月 21 日付で農地転用を許可した事案について、新たな農地を事業用地に加え、事業計画を変更しようとするものです。

議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項、申請番号 6-12 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は畑で、面積が 415 m²、貸主が、四拾貫町_____, ●● ●●さんです。

本件の借主と、議案第 38 号農地転用事業計画変更、申請番号 6-1 の申請人が、広島市中区幟町_____, ▲▲▲▲ 株式会社です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業変更計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませぬか。

3 番 5 月に転用許可した件ですが、現地で配置したところ、許可面積ではパネルが配置できないことが判明したため、隣の農地を利用して設置したいと事業計画の変更と新たな申請として申請されたものです。防草シートの設置、周辺への影響ないよう指導しています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませぬか。異議なしと思われぬ方は挙手をお願ひします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 6-1 から申請番号 6-12 まで、及び議案第 38 号「農地転用事業計画変更」申請番号 6-1 を異議なしと決します。議案第 39 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 39 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

27 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、8 件で 28,334 m²,

(質問, 意見なし)

議長 それでは、議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。
議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。
引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

係長 9月の現地確認は、9月 26日(水)を予定しています。市役所からの同行は、橋本会長、橋本正二委員と平尾委員をお願いします。
10月の農業委員会総会は、10月 5日(金)午後 1時 30分から、三次市役所 6階 607会議室で行います。

議長 委員の皆様から何かございますか。
以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

平成 30年 9月 5日